

# 仙台市農業委員会第24回総会議事録

I. 開催日時 令和2年5月28日（木曜日）午後1時26分から午後2時11分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ		14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (1人) 13 番 品川 忠夫

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. あっせん会の報告
5. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
6. 協議
  - (1) 農業委員会事務の実施状況等の公表について
    - ・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
    - ・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
  - (2) 農地等の利用の最適化に関する意見について（案）
  - (3) 令和3年度農林関係税制改正要望（案）
7. 報告
  - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
  - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
  - (3) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出
  - (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
  - (5) 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件
  - (6) 売り渡し希望農地一覧表
8. その他
  - (1) 会長報告
  - (2) 事務局からの連絡事項

①令和2年度農地パトロール（利用状況調査）について

②その他事務局からの連絡事項

## VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

## VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時26分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第24回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、13番品川忠夫委員から、欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	それでは、17番松原菊男委員、18番嶺岸若夫委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を中野勲あっせん運営委員長からお願いいたします。
中野勲あっせん 運営委員長	5月15日に開催しました、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1件のあっせんがありました。売渡申出人：共有者3人全員と買受申出人がそれぞれ出席しました。あっせん委員は、若林区から高橋勝彦委員と太白区から菅野則義委員が出席し、調整しました。あっせんの結果、成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお、代金の支払い方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。 以上で、あっせん会の結果報告を終わります。

議事に入ります。

(午後1時30分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会を、第二調査委員会が担当し、令和2年5月22日に実施いたしました。新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては、調査報告書をお配りし、書面での報告とさせていただき、総会での調査委員からの口頭報告は省略します。

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、5月22日に実施いたしました。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員と16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、贈与による農業承継が2件、賃貸借権の設定による規模拡大が1件、賃貸借権の設定による新規就農が4件、地役権の設定が1件の合計9件です。番号1番と2番を14番鈴木通委員から、番号3番から6番までを16番高橋勝彦委員から、番号7番から9番までを12番佐藤とみ委員から報告します。

（14番鈴木通委員報告）

番号1番と2番は、譲受人が同一世帯の案件であり関連することから一括して報告します。譲受人が同一世帯であり、1番は、賃貸借権の設定により規模拡大を図るものです。2番は、贈与により親から子夫婦へ農業承継を図るものです。譲受人は、現在、耕うん機2台を所有し、田植えと稲刈りを作業委託により、家族2人で41aの農地を耕作しています。番号1番の農地を賃貸借で借りることにより、50a要件を満たすものです。4月15日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（16番高橋勝彦委員報告）

番号3番から6番までは、譲受人が同一であり関連しますので一括して報告します。番号3番から6番は、賃貸借権の設定により新規就農するものです。譲受人は、2月末まで農事組合法人で実務研修しながら、独立自営のため準備を進めてきました。現在、トラクター1台、耕うん機3台を確保しております。今回、4人の農家から54aの農地を借り受けて、ネギやレタスを中心とした畑作を行う計画です。5月13日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（12番佐藤とみ委員報告）

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で133aの農地を耕作しています。5月14日に庄子栄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の孫への贈与により農業経営の安定を図るものです。譲受人は、現在トラクター3台、耕うん機4台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で197aの農地を耕作しています。5月12日に栗原茂農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、地役権の設定によるものです。地役権は、自分の土地の便益のために、他人の土地を使用する権利となるものです。今回の場合は、申請地の地下6mにある発電所導水路の保全が目的になります。この発電所導水路は、大正時代に申請者である法人により埋設されたものですが、申請地は市街化区域にあり、宅地化が進んでいることから、今後建物の構築等における土地利用に制限を設けるためのものです。なお、本件の権利設定により所有者が農地利用するにあたり、支障が生じることはありません。また、当申請は農地法第3条第2項ただし書きのうち民法269条の2第1項の権利設定にあたることから、不許可の例外に該当するものです。以上のことから、別添調査確認表のとおり農地法に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員  
(4番)

3番から6番は新規就農する方で、意欲や決意が重要だと考えます。調査報告書では概略的な内容だけなので、意欲等についてどんな判断をしたのか教えてください。

高橋勝彦委員  
(16番)

新型コロナウイルスの影響を考慮し、文書の回答で聞き取り調査に代えました。申請者は、元々食育活動の中で野菜栽培を始め、市の新規就農相談会で指導を受け、農業次世代人材投資資金を受給しながら、就農地近くの法人で1年間実務研修を受けています。また、ここ2、3年で新規就農した方々と親交があり、今後も指導等を受けながら農業経営を行っていくものです。非常に勉強熱心であり、また、将来的には農業と食育の融合を図れる経営を目指していることから、意欲

欲等はあると判断しました。

議 長

総合的に判断して新規就農を認めたということです。他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

(午後1時35分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちらにも内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員と16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが2件です。番号1番と2番を8番菅野則義委員から報告します。

(8番菅野則義委員報告)

番号1番は、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、農業を営む申請者が、畑1,280㎡を転用し、太陽光発電パネル288枚(発電出力49.5kW)に490㎡、通路等に790㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施

行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、番号1番と同一の申請者が、別事業として畑800㎡を転用し、太陽光発電パネル152枚（発電出力33.0kW）に259㎡、通路等に541㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

（異議、意見等なし）

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。（午後1時36分）

議長

続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちら内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私（嶺岸若夫委員）の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが4件、駐車場に転用するものが3件、一般住宅に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件、資材置場に転用するものが1件の合計10件です。番号1番と2番を10番佐藤千治委員から、番号3番から6番までを私（18番嶺岸若夫委員）から、番号7番と8番を9番郷古雅春委員から、番号9番と10番を17番松原菊男委員から報告します。

（10番佐藤千治委員報告）

番号1番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市

街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、自営業（建設業）を営む譲受人が、既存事業の拡張により、田330㎡を転用し、駐車場（トラック等4台）に80㎡、法面に100㎡、通路等に150㎡を利用する計画であり計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借権の設定期間は20年間です。なお許可を得ずに利用していたことから、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、NPO法人の理事が、畑1,129㎡を、太陽光発電パネル300枚（発電出力49.5kW）に522㎡、通路等に607㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の融資通知書の写しが提出されております。地上権の設定期間は20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（18番嶺岸若夫委員報告）

番号3番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業の会社が、田1,259㎡を転用し、太陽光発電パネル240枚（発電出力49.5kW）に443㎡、通路等に816㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の借入申込書の写しが提出されております。地上権の設定期間は20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業の会社が、田1,264㎡を転用し、太陽光発電パネ

ル 300 枚（発電出力 49.5kW）に 522 m<sup>2</sup>、通路等に 742 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の借入申込書の写しが提出されております。地上権の設定期間は、20 年間です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 5 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業の会社が、田 1,584 m<sup>2</sup>を転用し、太陽光発電パネル 240 枚（発電出力 49.5kW）に 443 m<sup>2</sup>、通路等に 1,141 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の借入申込書の写しが提出されております。地上権の設定期間は 20 年間です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 6 番は、一般住宅に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。街区がある程度形成されている区域にあり、500m 以内に郵便局と小学校及び中学校があることから、第 3 種農地と判断しました。申請は、道路用地の公共買収に応じた譲受人が、畑 695 m<sup>2</sup>と雑種地 34 m<sup>2</sup>を含む事業面積 729 m<sup>2</sup>を利用し、住宅に 209.50 m<sup>2</sup>、駐車場（普通車 6 台）に 106.40 m<sup>2</sup>、庭等に 413.10 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金で、残高証明書及び公共買収に伴う支払計画の写しが提出されております。なお、4 月 30 日付で開発許可申請が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

#### （9 番郷古雅春委員報告）

番号 7 番は、農業用施設に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。中間管理事業による賃貸借権の設定がありましたので、報告 4 で農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知がでております。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農振農用地区域の農地であることから、農用地と判断しました。4 月 28 日開催の第 23 回農業委員会総会において、農振の用途区分変更で、「やむを得ない」と意見決定しているものです。申請は、農地所有適格法人が収益性の向上に努めるため、農業用施設：ライスセ



ンターを整備するもので、畑 720 m<sup>2</sup>を転用し、乾燥調製施設等に 242 m<sup>2</sup>、資材置場等に 109.4 m<sup>2</sup>、駐車場に 90 m<sup>2</sup>、通路等に 278.6 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は借入金・補助金及び自己資金であり、公庫融資の申込書の写し、補助金配分通知の写し及び残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借権の設定期間は 20 年間です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 8 番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。集落に接続していることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設業の会社が規模拡大により資材置場に整備するもので、畑 38 m<sup>2</sup>と宅地 562.74 m<sup>2</sup>を含む事業面積 600.74 m<sup>2</sup>を利用し、資材置場に 298.03 m<sup>2</sup>、通路等に 302.71 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃貸借権の設定期間は 5 年間（更新あり）です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（17 番松原菊男委員報告）

番号 9 番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。街区がある程度形成されている区域で、500m 以内に郵便局と小学校及び中学校があることから、第 3 種農地と判断しました。申請は、土木建設業の会社が、畑 126 m<sup>2</sup>と雑種地 466 m<sup>2</sup>を含む事業面積 592 m<sup>2</sup>を利用し、駐車場 14 台等に 592 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 10 番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第 3 種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、土木業の会社が、既存施設の拡張により、現況田 4,546 m<sup>2</sup>のうち 3,626 m<sup>2</sup>を駐車場（大型車両 32 台）に 1,280 m<sup>2</sup>、通路等に 2,346 m<sup>2</sup>（不整形地のため面積が広い）を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写し

が提出されております。賃貸借権の設定期間は10年間（更新あり）です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

（午後1時38分）

議 長

続きまして、協議に入ります。  
協議事項（1）「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —  
法律で事務の実施状況を公表することになっており、仙台市と全国農業会議所のHPに載っています。主に前年度と違う点と、事前に送付した資料から修正がありましたのでその部分を中心に説明いたします。

- ・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
- ・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明

議 長

協議事項（1）について、ご質問・ご意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長

質問がないようですので、（1）「農業委員会事務の実施状況等の公表について」は、承認といたします。

議 長

続いて、協議事項（2）「農地等の利用の最適化に関する意見について（案）」を事務局から説明願います。

— 説明 —

事務局	<p>県農業会議が県知事や国に要望を伝える、「農地等の利用の最適化に関する意見」について、前回の総会で委員のみなさんにご意見を募ったところ2名の方から意見が寄せられました。昨年の要望をベースに今回提出された意見を加えて事務局で集約いたしました。変更部分は削除線や下線が入っていて、追加された一部について説明します。</p>
議長	<p>協議事項 (2) について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、(2)「農地等の利用の最適化に関する意見について(案)」は、承認といたします。</p> <p>続いて、協議事項 (3)「令和3年度農林関係税制改正要望(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹兼振興係 長	<p>— 説明 —</p> <p>令和3年度農林関係税制改正要望について、課税特例が今年度末で適用期限を迎えるため、延長要望があるものを前回の総会で提示し、ご意見を募ったところ、委員からは意見がありませんでした。今回ご提示の案は、事務局内で検討したものの提案となり、3年前にも延長要望を提出し、3年間延長されていたものです。</p> <p>「軽油引取税の課税免税の特例措置の延長」です。軽油引取税の添付書類として耕作証明書を発行した仙台市内の件数は52件、786ha分が活用実績となっております。広く使われている制度です。</p>
議長	<p>協議事項 (3) について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、(3)「令和3年度農林関係税制改正要望(案)」は、承認といたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p>(午後1時58分)</p>
議長	<p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)売り渡し希望農地一覧までを事務局から報告願います。</p> <p>なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページ</p>

に記載のとおり、番号 4007 から 4012 まで 6 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が 3 件、自己住宅・店舗・倉庫への転用が 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2)農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 5 ページに記載の通り、番号 5013 から 5022 まで 10 件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が 4 件、一般住宅へのへの転用が 2 件、共同住宅・事務所・資材置場・土砂置場への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして(3)農地法第 3 条の 3 の規定による届出については、6 ページに記載のとおり 3 件 (32 筆) の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。

続きまして(4)農地法第 18 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知については、7 ページに記載のとおり 4 件ありました。すべて合意解約によるものとなっております。

続きまして、(5)農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、8 ページに記載の通り 1 件ありました。譲渡人の理由によるものです。

続きまして、(6)売り渡し希望農地一覧ですが、5 月 15 日にあっせん会で成立しましたので、一覧表を修正しております。仙台市のホームページにも掲載して広く周知しているところです。あっせんの掘り起しをよろしく願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後 2 時 00 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から (佐々木均会長) 報告します。資料 4 をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

①農地係

①令和 2 年度農地パトロール (利用状況調査) について

②振興係	②その他事務局からの連絡事項（役員会について）
議 長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。
大泉権吾委員 （４番）	農地パトロールの中間管理事業の確認調査は初めてだと思います。その中で対象数は七郷で 33 とありますが、筆数ですか。
事務局	筆数です。ランダムに 100 筆を抽出して選びました。
大泉権吾委員 （４番）	七郷は、ほ場整備で地番が整備後の農地と合っていないので、その点を加味して選んでほしいです。
議 長	他にご質問等はございますか。
	（意見なし）
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼振 興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。
中野会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 24 回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後 2 時 11 分)